令和5年宇治田原町総務建設常任委員会

令和5年6月15日

午前10時01分開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第27号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて 議案第33号 財産の取得について

- 日程第2 各課所管事項報告について
 - ○税住民課所管
 - ・令和5年度町民税(個人)の賦課状況について
 - ・令和4年度町税徴収実績について

日程第3 付託議案審査

議案第31号 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条 例の一部を改正する条例を制定するについて

- 日程第4 各課所管事項報告について
 - ○建設環境課所管
 - ・令和4年度ごみ排出量の実績について
 - ・環のくらし地域活動促進事業補助について
 - ・第1回宇治田原町環境保全計画策定委員会の開催結果について
 - ○まちづくり推進課所管
 - ・第7回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催結果について
 - ○上下水道課所管
 - ・ 下水道普及状況について

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長	10番	原	田	周	_	委員
副委員長	6番	宇佐美山 内		ま	り	委員
	1番			実貴子		委員
	7番	藤	本	英	樹	委員
	8番	今	西	利	行	委員

12番 浅 田 晃 弘 議長

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

畐	町	長	山	下	康	之	君
函	策	監	星	野	欽	也	君
総	務 担 当 理	事	奥	谷		明	君
葅	建設事業担当理	事	垣	内	清	文	君
総	務 課	長	村	山	和	弘	君
総	務課課長補	佐	廣	島	尚	夫	君
総	務課課長補	佐	飯	田	謙	吾	君
総	務課課長補	佐	西	尾	岳	士	君
企	画 財 政 課	長	中	地	智	之	君
企	達画財政課課長補	i佐	岡	本	博	和	君
移	色 住 民 課	長	廣	島	照	美	君
葅	設環境課	長	谷	出		智	君
葅	設環境課課長補	i佐	市	Ш	博	己	君
ま割	: ちづくり推進 艮	課佐	植	村	和	仁	君
産	業 観 光 課	長	田	村		徹	君
産	E業観光課課長 補	j佐	檜	木		忍	君
Ŧ	: 下水道課	長	下	岡	浩	喜	君
Ŧ	:下水道課課長補	ì佐	垣	内	紀	男	君
Ŧ	:下水道課課長補	i佐	森	本	崇	嗣	君
Ŧ	:下水道課課長補	i佐	石	田	隆	義	君
숲	計管理者兼会計課	長	長谷	:][[みど	· ŋ	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君

開 会 午前10時01分

○委員長(原田周一) 皆さん、おはようございます。シェイクアウト訓練へのご参加あ りがとうございました。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の委員会は、6月8日の開会日に上程され、付託されました議案第27号、議案第31号、議案第33号の3議案の付託議案審査、及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確 認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査 を行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長(山下康之) 本日は、6月定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催 いただき、誠にありがとうございます。開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げま す。

原田委員長、宇佐美副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほどは、Jアラート、またシェイクアウト訓練ということで、ご協力をいただきありがとうございました。先日は北朝鮮からの弾道ミサイルの発射がございましたし、地震の発生も頻繁に報じられておりますので、日頃からこうした訓練を行いしっかりと備えておくことが非常に重要と考えております。

先日は台風2号の接近で梅雨に入ってから早々の大雨ということで、本町に大雨警報、また洪水警報が発令されました。住民の皆さんの安心安全を確保するため、2か所、自主避難所を先に開けましたが、その後、土砂災害警戒情報が入りました。これは警戒レベル3でございますけれども、高齢者等避難ということで4か所の指定避難所を開けまして、避難を呼びかけたところでございます。

そして、地域の自主防災会・区とも連携を取りながら、それぞれの区においても役員 さん等が会館に詰めかけていただいて警戒に当たっていただいたところでございまして、 実際には1名だけ避難に来られたというような状況でございましたけれども、この土砂 災害警戒情報は早く解除になりました。

線状降水帯の発生を本町のほうも非常に心配しておりましたけれども、近畿地方の和 歌山あるいはまた三重、東海、関東甲信、こういったあたりに発達いたしましたので、 本町としては非常に助かりましたが、これが京都にもかかっていればどうなっていたか、 本当に心配もするところでございます。

そういった中では、和歌山などの地域においては、亡くなった方や被災された方がいらっしゃいます。本当にお悔やみとお見舞い、そしてまた一日も早い復興を願うところでございます。

まさに梅雨の真っ盛りということで、今週もほとんど天気予報が晴れマークでしたけれども、湿った空気が流れ込み大気が非常に不安定な状況になっているということで、 突然の雨にもしっかりと備え気を引き締めて、常に気象情報をチェックをしながら、住 民の皆さんの、やはり命が大事でございますので、迅速な情報伝達に努めてまいりたい と思っております。

そういった中で、今日は消防団の皆さんが一日入校で、早朝より訓練を受けていただくため、団長以下約30名で消防学校に行っていただいております。これもまた、訓練をしていただく中で、宇治田原町の住民の皆さんの安心安全のために、また頑張っていただきたいというふうに思っているところでございます。

こういう時期でございますので、熱中症も非常に心配でございます。議員各位におかれても、本当に健康にはご留意いただきたいと思います。そんな状況の中で、データを調べましたら、5月、6月に宇治田原町で救急搬送された方の中で熱中症の疑いがあった方が2名いらっしゃったようでございます。これから暑い季節に向かいますので、十分に気をつけていただきたいというふうに思っております。

それからコロナのほうも5月8日に第5類感染症に変わりまして、本当に町内の各種 行事が動いてきたところでございまして、先日のグリーンライフカレッジの開講式は、 議員全員のご出席を賜り開講ができました。本当にありがとうございました。

そういった中で、やはりコロナが終息したわけではございませんので、しっかりとまた予防接種をしていきたいということで、現在5月28日からスタートいたしまして6月4日、6月10日ということで、ここで1,306名ほど予防接種していただいておりまして、

今度また6月24日に集団接種をする予定としております。

その後において、また7月にもう一回集団接種をできないかということで、住民の皆 さんの状況を見ながら、今現在担当課において計画を詰めているというようなところで ございます。

そういう中で、子どもたちのほうに目を向けますと、昨日現在で、小学校・中学校で休んでおるのは、インフルエンザで小学生1名ということで、中学生はゼロ。それから保育所では1名インフルエンザにかかっているということです。今、小学校・中学校ではコロナにかかっている児童・生徒がいないというような状況でございます。

その前はインフルエンザによって学級閉鎖なり、また学年閉鎖ということで非常に心配しておりましたけれども、ここにきてやっと落ち着いたかなというふうに思っております。そういうふうなところにも十分にチェックをしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そういった中で皆さん方にご案内させていただいておりますけれども、6月18日に都 市計画道路宇治田原山手線の役場から南の開通式ということで、ご案内させていただい ているというように思います。

また、ご出席のほうをいただきたいと思いますけれども、これまで議員各位におかれてはいろんな形でご支援、ご協力いただいて、そしてまた、いろいろ地権者の皆さんにもご協力いただく中で、また京都府からも絶大なるご協力をいただいて、ようやく開通というようになってまいりました。

この日はちょうどいい天気だろうというように思っております。どうぞご出席を賜りまして開通式典を執り行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、今日は、先ほど委員長の報告にもございましたけれども、付託議案ということで3議案お願いするわけでございますけれども、また後ほど提案説明させていただきまして、どうぞご可決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。また各課所管事項の報告が多岐にわたりまして、たくさんの報告事項がございますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

4月に人事異動等、また昇格いたしまして、新しく入っている管理職もございますので、我々一同、しっかりとそういった緊張感を持って臨んでいきたいというように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

結びに、委員各位におかれては、また引き続きそれぞれの立場でご活躍されますよう

心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、開会に当たりまして のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長(原田周一) ありがとうございました。

ただいま出席委員数は5名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。日程第1、付託議案審査について。

議案第27号、「宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて」を議題 といたします。当局の説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長(廣島照美) 改めましておはようございます。

それでは、宇治田原町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

資料のほうは、議案第27号資料、概要のほうをご覧ください。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴いまして、宇治田原町税条例において所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、個人住民税に係る改正でございますが、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人町民税及び府民税に合わせて国税である森林環境税を賦課徴収する規定を設けるものでございます。施行日につきましては令和6年1月1日でございます。

次に、2つ目の軽自動車税に係る改正でございますが、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等の車両区分が創設され、この区分の車両につきましては、改正前が原動機付自転車、ミニカーの区分それぞれ税率の違う区分になりますが、そのいずれかに該当していました。それが、いずれかに該当していましたが、ミニカーの区分で特定小型原動機付自転車に該当するものにつきましては、原動機付自転車の区分に移行するものでございます。

当該区分につきましては、令和5年7月1日から施行されまして、令和6年度以降の 年度分の種別割について適用されるものでございます。

ほか、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化ですとか、引用法令改正に 伴う文言の修正等の改正となっております。

説明につきましては、以上です。

○委員長(原田周一) ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願いま す。今西委員。

○委員(今西利行) 森林環境税は、森林経営管理法に基づき地方自治体が新たに行う事務や事業の財源に充てられるため、森林環境譲与税として配分されます。

この財源を使った取組は、本町でも既に始まっておりますし、このことについては必要であるというふうに思います。しかし、森林環境税については低所得でも課税され、 住民負担が引き上げられます。

本来は、二酸化炭素の吸収効果の率を高める森林の吸収財源対策などについては、国 や二酸化炭素排出企業が引き受け、負担すべきものです。よって、この点に係る個人町 民税の改正については反対であります。

意見だけを申し上げておきます。

- ○委員長(原田周一) ほかに、何か質疑のある方はございませんでしょうか。 (発言する者なし)
- ○委員長(原田周一) ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。 討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ありがとうございます。

異議なしと認めます。

議案第27号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○委員長(原田周一) 挙手多数。よって、議案第27号、宇治田原町税条例の一部を改正 する条例を制定するについては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、「財産の取得について」、議題といたします。

当局の説明を求めます。村山総務課長。

○総務課長(村山和弘) それでは、議案第33号、財産の取得につきましてご説明のほうを申し上げます。

議案第33号の議案書をご覧いただきたいと思います。

本議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例第3条の規定により財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に より議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第33号の資料のほうをご覧いただきたいと思います。

取得しようとする財産につきましては、高規格救急自動車でございます。取得予定金額、税込みで3,410万円。宇治田原町内の株式会社西川商会、代表取締役西川嘉彦様でございます。

令和5年5月23日に指名競争入札を行いまして、5月30日付で仮契約を行ったところでございます。次の納入期限につきましては、令和6年2月9日でございます。

取得しようとする財産の概要でございますが、先ほど申し上げました高規格救急自動車1台。装備品につきましては、気道確保用資機材、輸液用資機材、血中酸素飽和度測定器、呼吸・循環管理用資機材(オートパルス人工蘇生システム)等でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長(原田周一) ありがとうございます。

これにて説明が終わりました。これより議案第33号の質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。藤本委員。

○委員(藤本英樹) ちょっと1点だけなんですけれども、令和5年度の当初予算では、 4,288万9,000円で計上されておりますけれども、今回取得予定金額が3,410万円と、そ の差878万9,000円になっております。

安く購入できたことはいいことだと思うんですけれども、特殊車両であり受注生産制 だと思われるんですけれども、そのあたりの経過、分かるんやったら教えていただきた いと思います。

- ○委員長(原田周一) 村山課長。
- ○総務課長(村山和弘) 予算計上した額と契約額等との差ということで、ご理解をいた します。予算要求の際につきましては、登録業者、今回5社あったわけですが、5社か ら参考見積りのほうを徴取いたしまして、その際、結果3社から参考見積りを入手する ことができました。

それの平均値というのを取りまして、その平均金額を予算要求金額にするということをうちのほうは決めておりますので、そのちょうど真ん中の、平均の業者を予算計上させていただいて予算となっている。それがイコール最終的には設計額、またその後設定額、それで予定価格というふうに移っていくわけですが、その金額と結果、入札をさせ

ていただくと、5社を指名いたしましたが、そのうち2社の入札がございまして、もちろん低いほうということで、競争が働いたということでこれだけの800万円の差が生じたというふうにご理解いただければというふうに思います。

- ○委員長(原田周一) 藤本委員。
- ○委員(藤本英樹) 分かりました。結構です。
- ○委員長(原田周一) よろしいですか。
- ○委員(藤本英樹) ちょっと差があり過ぎましたので。結構です。
- ○委員長(原田周一) いいですか。 ほかに。村山課長。
- ○総務課長(村山和弘) 結局、参考見積りで見積徴取をするので、もともとから3社あれば非常に差があるわけです。

今回落札していただいた業者は、参考見積りの段階からある程度低かったんですが、 参考見積りが高いところが他にありますので、その平均が予算計上額になりますので、 結局、1、2、3とあれば2を選んでいるわけですから、その一番低かった業者という のが今回入札で、参考見積りと同じような金額ですが入れていただいたということで差 が出たと。

- 一番低い参考見積り金額を予算として設定するわけにいきませんので。この人が例えば辞退されるということになれば、落札者がいないという結果になりますので、ちょうど真ん中の平均額を取るというふうなことをしております。
- ○委員長(原田周一) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(原田周一) ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。 討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 議案第33号の討論を行います。直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(原田周一) 挙手全員。よって議案第33号、財産の取得については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

次に、日程第2、「各課所管事項報告について」を議題といたします。

税住民課所管の令和5年度町民税個人の賦課状況について説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長(廣島照美) それでは、令和5年度町民税(個人)の賦課状況についてご 説明させていただきます。

1つ目の、町民税(特別徴収分)調定額の比較をご覧ください。

町民税特別徴収分は、5月11日に納付書を発送させていただいておりますが、当初賦 課時点で特徴義務者数は、京都府内市町村の特別徴収事業所一斉指定等の取組によりま して、事業所の特徴への意識の高まりから特徴義務者が0.3%増加しております。また、 調定額については、経済の復調傾向によりまして、2.9%、昨年度より増加しておりま す。

次に、2つ目の町民税(全体)調定額の比較をご覧ください。

こちらは先ほどの特別徴収分と普通徴収分の合計を上げさせていただいております。 町民税普通徴収分につきましては、6月9日に納税通知書のほうを発送させていただき ました。表の均等割調定額につきましては、30万4,500円、1.8%、昨年より減少しまし て、所得割現年分につきましては、98万3,400円、0.3%、昨年より増加しています。

所得割増の要因といたしましては、農業所得が減少しているものの給与所得、営業所得、分離長期譲渡所得が増加していることが影響していると分析をしているところでございます。

表の右側、当初予算額に対する収入見込みでございますが、徴収率は過去3か年平均を用いて試算いたしますと、均等割は2.4%下回り、所得割は1.9%当初予算額を上回ることとなるところでございます。なお、過年度新規分及び退職所得分につきましては、今後の課税調査及び異動により、順次、調定が増える性格の賦課区分でございますことから、現時点での予算対比では大きな乖離があるところでございます。

説明につきましては、以上です。

○委員長(原田周一) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある 方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、「令和4年度町税徴収実績について」説明を求めます。廣島税住民課長。

○税住民課長(廣島照美) それでは、令和4年度町税徴収実績についてご説明をさせていただきます。

まず、資料1ページ、町民税でございますが、一番下の欄で、5月末現在決算速報値、 右端の徴収率のほうをご覧ください。

現年分で前年同期比0.1%増の99.34%、滞納繰越分で前年同期比1.6%減の34.88%となっております。

次に、資料2ページをご覧ください。

2ページは固定資産税でございます。こちらも下段の決算速報値、右端の徴収率をご覧いただきまして、現年分で前年同期比0.2%減の99.41%、また滞納繰越分で前年同期比5%減の53.83%となっております。

3ページをご覧ください。

資料の3ページにつきましては軽自動車税でございますが、こちらも下段の決算速報値をご覧いただきまして、徴収率のところでございますが、現年分で前年同期比0.2%増の98.73%、滞納繰越分で前年同期比5%減の31.64%となっております。

次に、資料4ページをご覧ください。

町たばこ税でございます。こちらも下段の決算速報値徴収率につきまして、見ていた だきますと100%でございます。

最後に、最後のページ、5ページをご覧ください。

こちらは町税全体になります。下段の決算速報値の徴収率のほうをご覧いただきまして、現年分で前年同期比ゼロ%になりますが99.39%、滞納繰越分で前年同期比5%減の42.3%、現年分、滞納繰越分の計では、前年同期比ゼロ%で98.73%となっているところでございます。

これらの数値につきましては、決算速報値でございまして、今後、若干変わる可能性 もございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

説明につきましては、以上です。

○委員長(原田周一) ありがとうございました。説明が終わりましたので、これより質 疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ないようでございますので、これにて税住民課所管の質疑を終了 いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります、各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分、付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。今西委員。

○委員(今西利行) それでは、この間マイナンバーカードをめぐるトラブルが毎日あります。

コンビニでマイナンバーカードを使って発行を申請した住民票が別人のものであったり、本来は本人名義の口座でなければならない公金受取口座に家族名義の口座が登録されていたケースが13万件確認されたり、また、マイナンバーカードと一体化した健康保険証、マイナ保険証に他人の情報がひもづけられたケースが7,300件を超えて確認されております。さらには他人の年金記録が閲覧できる問題が発生するなど、不祥事が続出しております。

担当課におかれましては、マイナンバーカードに関わる対応に尽力されておると思うんですけれども、宇治田原町においてそういったトラブル等々ございますでしょうか。

- ○委員長(原田周一) 廣島課長。
- ○税住民課長(廣島照美) ただいまのご質問のマイナンバーカード関連サービスの誤登 録等の事案についてでございますが、本町におきまして関係課のほうにも確認もさせて いただいたんですが、本町ではそういった事案は発生していない状況でございます。
- ○委員長(原田周一) 今西委員。
- ○委員(今西利行) 本町では、今のところないということで、はい。

相次ぐトラブルに対して、世論調査では72%の方がマイナンバーの活用に不安を感じると回答した報道もあります。

また、国会では改定ナンバー法が成立し、政府は紙やプラスチックの健康保険証を原則廃止し、2024年秋までにマイナ保険証への一本化を目指すとしていますが、もし他人の情報がひもづけされた場合、カルテの取り違いのリスクも懸念され、命の危険の事態も想定されます。

答弁は結構ですけれども、国に対して、マイナンバーカード運用の停止と健康保険証 廃止の中止を求めるべきではないかというふうに考えております。 以上です。

- ○委員長(原田周一) 意見ですか。
- ○委員(今西利行) 意見というか、はい。
- ○委員長(原田周一) ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) よろしいですね。

当局のほうから何かございませんでしょうか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) よろしいですか。

これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで職員入れ替えのため暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時34分

○委員長(原田周一) それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

建設事業関係所管分に係る事項について進めます。

日程第3、付託議案審査について。

議案第31号、「宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部 を改正する条例を制定するについて」を議題といたします。

当局の説明を求めます。垣内建設事業担当理事。

○建設事業担当理事(垣内清文) それでは、議案第31号、宇治田原町地区計画区域内に おける建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げま す。

まず、お手元のほうの議案書のほうをご覧いただき、その次にあります資料のほうをめくっていただいてご覧いただけますでしょうか。

資料下段の参考位置図の真ん中の下にありますのが、宇治田原山手線沿いの贄田・南地区でございます。この贄田・南地区の地区計画を令和5年4月21日付で決定したことに伴いまして、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、本条例の適用区域に贄田・南地区地区整備計画区域を追加することに伴いまして、同条例の別表第1及び第2の改正を行うものでございます。

もう一度、ちょっと手前のほうの第31号のやつを1枚めくっていただきますと、3分の1というのがございます。こちらのほうに、別表1に次のように加える、別表2に次

のように加えるというように書かれております。このそれぞれの贄田・南地区地区整備 計画区域の内容を追加しているものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(原田周一) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は 挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) よろしいですか。ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 異議なしと認めます。議案第31号の討論を行います。直ちに討論 に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 討論なしと認めます。直ちに採決に入りたいと思います。原案に 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(原田周一) 挙手全員。よって、議案第31号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました3議案の審査 を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、6月22日の本会議において討論される方は、討論通告書を6月20日火曜日午後5時までに、議長宛て提出してください。

日程第4、「各課所管事項報告について」を議題といたします。

まず、建設環境課所管の令和4年度ごみ排出量の実績について説明を求めます。谷出 建設環境課長。 ○建設環境課長(谷出 智) それでは令和4年度のごみ排出量の実績についてご報告させていただきます。

資料のほうをご覧ください。

まず、表面でございますが、可燃・不燃ごみについての令和4年度の月別の数量を書かせていただいているのが、まず大きな表でございます。

下の左側の表につきましては、平成25年度からごみの総量と、それを1人当たりにさせていただきましたごみの量について、その推移を書かせていただいております。

右側については、第2期環境保全計画の目標値との比較というところで書かせていただいております。

左下の表でございますが、こちらの表を見ていただきますと、令和2年度は自己搬入の有料化であったりとか大型ごみのルール化がありましたので、少し駆け込み需要といいますか、ごみの総量として上がっておりますが、全体として緩やかな減少傾向をたどっているというところでございます。

右端の表につきましては、第2期の環境保全計画の目標値でございますが、令和元年 度に見直した目標値にはまだちょっと届いておりませんが、引き続き1年ございますの で、頑張ってやっていくというところでございます。

裏面でございますが、こちらにつきましては資源物についてでございます。

上表につきましては、資源物、プラごみ、剪定枝であったりとか、びん、紙パック、ペットボトルについての月別の数量を書かせていただいておりまして、下の段、左側の表につきましては、それを1人当たりの量にし、平成24年度からの推移を書かせていただいております。

同じく下の段、右側の表につきましては、資源物についての資源化率のほうを書かせていただいております。

下段、左の表でございますが、こちらにつきましても令和元年度から緩やかな減少傾向となっているというところでございます。

下段、右側の表の資源化率につきましては、令和4年度はまだちょっと実績として数字のほうが上がってきておりませんが、大体70%から80%。一定程度不適物がございますので、なかなか資源化率100%には届きませんが、70から80%の間で推移しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長(原田周一) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は

挙手願います。ございませんか。今西委員。

- ○委員(今西利行) 1点だけ、1ページ目の1人当たりのごみの排出量なんですが、目標値が468グラムに対して、令和3年度、4年度のみならず、この10年間600から700グラムで推移しておりますが、そういう目標に対して、そこに書かれておりますように30%増の状態が続いていると思うんですけれども、そのあたりはどのように考えておられるのか、お尋ねします。
- ○委員長(原田周一) 谷出課長。
- ○建設環境課長(谷出 智) これまでも、エコパートナーシップうじたわらであったりとか城南衛生管理組合との連携によりまして、ごみの減量、3Rの推進等を周知し、住民の皆様に訴えてきたところでございます。

ご指摘のとおり、少し目標値とは乖離がございますが、まだ1年ございますので、しっかり住民の皆様に周知していくというところをやっていくというふうに考えております。

以上です。

- ○委員長(原田周一) 今西委員。
- ○委員(今西利行) 分かりました。
- ○委員長(原田周一) よろしいですか。
- ○委員(今西利行) はい。お願いしたいと思います。
- ○委員長(原田周一) ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、「環のくらし地域活動促進事業補助について」説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長(谷出 智) それでは続きまして、環のくらし地域活動促進事業補助についてご報告させていただきます。

こちら、事業の主な目的といたしましては、循環型社会の実現を目指しまして、地域 団体による再生資源の集団回収を推進していくというようなことでございます。

事業の主な仕組みといたしましては、地域や団体ごとでやっていただきます資源回収 のほうにつきまして、業者のほうに引き渡した再生資源(新聞・雑誌・段ボール・古 布・紙パック等)、1キログラム当たり5円として補助金を交付しているというもので ございます。こちらにつきましては事業の見える化ということで、実施団体ごとに実績 一覧を町のホームページに掲載しているところでございます。

下段の表につきましては、各地域での新聞・雑誌等の回収量と補助金の交付決定額を 記載させていただいております。

裏面につきましては、加えて各地域の平成25年度からの回収量の推移を示したものであります。

こちら、一番下の表でございますが、これは各区の集計でございますが、平成25年度から令和4年度までというところで、新聞・雑誌の購読が最近あまりされていないのかなというところで、緩やかな減少傾向と感じておるところでございます。

以上でございます。

○委員長(原田周一) ありがとうございます。

ただいま、環のくらし地域活動促進事業補助について説明が終わりました。これより 質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(原田周一) よろしいですか。質疑がないようでございますので、これにて質 疑を終了いたします。

続いて、「第1回宇治田原町環境保全計画策定委員会の開催結果について」、説明を 求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長(谷出 智) それでは、第1回宇治田原町環境保全計画策定委員会開催 結果についてご報告させていただきます。

こちらは、本町の望ましい環境像を実現するため、基本理念を掲げ、行政・住民・事業者が取り組むべき方向性を示す宇治田原町環境保全計画の第3期計画の策定のために宇治田原町環境保全計画策定委員会を開催し、計画等について協議をした結果をご説明させていただくものでございます。

開催日時といたしましては、4月17日に開会しております。委員10名のうち9名の出席をいただいております。傍聴者はございませんでした。

委員会の構成といたしましては、環境審議会のほうから北川さん、芦原さんなど5名の方、農業委員会からは山中会長様、森林組合からは推薦いただいた上辻さん、町内有識者、一般公募ではあと3名の方、委員として加わっていただいているところでございます。

今回の議題といたしましては、まずは環境保全計画の策定についてということで、計

画の趣旨と第3期の策定のポイント等をご説明させていただきました。

あと、第2期計画の進捗状況につきまして、分野別進捗度合い等のご説明をさせてい ただきました。

また、第3期計画の構成案といたしまして、基本理念、構成案、レイアウト等のご説明をさせていただいたところです。

いただいた意見等につきましては、計画期間最終年度時点の目標を達成するために 1年ごとの数値目標があった方がよいというご意見、また、国が目指す2050年のカーボ ンニュートラルを実現するために温室効果ガスをどのように、どれほど除去するのかと いう根拠を示していくというところです。また、計画の大まかな内容が分かるよう概要 版を作成してはどうか等のご意見をいただいたところです。

まずは第1回目ですので、計画の素案というところでもございませんで、計画等の趣旨、概要説明をさせていただいて、簡単な意見交換をしたというようなところでございます。今後議論のほうが深まっていくと思います。

今後の開催スケジュールでございますが、7月、8月中に第2回の策定委員会、こちらのほうで素案のほうを提示していきたいと考えております。

また、11月、12月をめどに第3回の策定委員会を開催いたしまして、パブリックコメント案について提示させていただけたらと考えております。

年が明けまして2月に第4回策定委員会を開催させていただきまして、パブリックコメントでの結果であったりとか、計画の最終案についてご説明できればなと考えております。

以上でございます。

○委員長(原田周一) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は 挙手願います。ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(原田周一) よろしいですか。特に質疑がないようでございますので、これに て建設環境課所管の質疑を終了いたします。

次に、まちづくり推進課所管の「第7回宇治田原町地域公共交通活性化協議会の開催 結果について」説明を求めます。植村まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐(植村和仁) それでは、お手元のA4資料、裏表に基づきまして、ご報告のほうをいたします。

第7回宇治田原町地域公共交通活性化協議会、本年度第1回目となる会議を開催いた

しました。

日時につきましては、5月30日の火曜日、お昼から役場のほうで開催いたしました。

出席委員につきましては、龍谷大学の教授、井上会長、それから播磨副会長ら11名中 10名に出席いただいております。傍聴につきましては、宇佐美副委員長、それから榎木 議員に傍聴いただいたところでございます。ありがとうございました。

議題につきましてでございますが、番号1から5の内容でございまして、年度当初の 会議でもございますので、前年度の取組の報告、また今年度の計画、そして令和6年度 の地域公共交通確保維持改善事業に係る計画認定申請について、ご協議をいただいたと ころでございます。

会議結果につきましては、令和4年度におきましては具体的な取組を開始しました。 新しい地域公共交通の構築、また、マスタープランであります宇治田原町地域公共交通 計画の策定などの取組につきまして、承認いただいたところでございます。

今年度、令和5年度につきましては、構築されました新しい地域公共交通、うじたわ も I KE ♥ バス・タクシーにつきまして、継続した検証、利用促進、それから公共交 通計画も着実な進行管理などの取組につきまして、承認をいただいております。

また、協議会が申請を進めます、令和5年10月から令和6年9月の間の地域公共交通 確保維持改善事業に係る計画の認定申請につきまして、地域の大切な足となります、は ーとバス・タクシーの維持継続を進めていく上で重要であるということから、承認をい ただいたところでございます。

資料の裏面に、地域公共交通の確保維持改善事業につきまして、少し参考を記載させていただいております。

幹線バスと密接な関係を持ちます地域内のバス、デマンド交通の運行支援事業でありまして、経常経費から経常収益を差し引いた額、いわゆる赤字欠損分の2分の1が補助対象経費となります。

主な補助要件もございまして、協議会が定めた地域公共交通に確保又は維持が必要であると明記されていることなどが挙げられております。

なお、現在、令和5年度分の運行分の補助率等の算定式は公表されておりません。 9月頃の公表となっておりまして、現在、補助上限額もその段階での算出となってまい ります。

会議等の中の意見等につきましては、こちらにも書かせていただいておりますように、 は一とバスというのは地域みんなで乗り合う交通サービスであり、利用促進に努めてい くこと、あるいは、は一とタクシーにつきましては、利用するに当たりちょっと二の足を踏んでしまうというような心のハードル、気持ちのそういうようなちょっとした不安の部分が、やっぱり利用者の方にあると推測されますので、そのようなハードルを下げるような利用体験も含めた啓発活動を進めていくことなどが出されました。

補助事業につきましては、事業名「フィーダー」、片仮名でちょっとややこしいんですが、要は、木の枝との意味でございまして、幹は路線バスに当たります。その幹がなければ枝葉も財政的な支援を受けることができないということなので、ネットワーク全体で利用促進に取り組むこと。

それからフィーダー補助というのは、地域の公共交通を地域の住民の方々も利用して 維持していくことを前提に国から支援を得られるものであることを、やはり地域の方々 皆さん認識することが重要でありますよというようなご意見も出されたところでござい ます。

今後、年度内に今回を含めて3回の活性化協議会の開催を予定しておりまして、事業 進捗報告やこの検証等の協議を進めてまいりますとともに、また、先ほど申し上げまし た地域で公共交通を支えていくというような部分で地域応援定期券の周知等に努めてい くなど、地域の方々と共に維持促進のほうを進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

- ○委員長(原田周一) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方は 挙手願います。今西委員。
- ○委員(今西利行) はい、すみません。ちょっと聞き漏らしたのかもしれないんですけれども、ちょっと改めて質問します。

私も、先日の一般質問で地域公共交通を取り上げたんですが、その中で国・府の補助をもらって事業を進めていくというような一つの方法であると思いますし、その上で運賃設定についての提案をさせていただきました。

それに関わって、まず確認なんですが、今おっしゃっていただいたと思うんですけれども、国の補助については地域内フィーダー系統補助、つまり路線バスを幹として町営バスは枝と、つまりフィーダーとしての財政支援を受けるというふうな理解でよろしいんでしょうか。

- ○委員長(原田周一) 植村課長補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(植村和仁) 先ほど申し上げましたとおり、要は地域内の フィーダーというのは枝のことでございますので、その地域の枝になります、は一とバ

ス・タクシーを支援していくというような形の補助事業になっております。

- ○委員長(原田周一) 今西委員。
- ○委員(今西利行) ちょっとまたそういうのを聞き漏らしたかもしれないんですけれど も、具体的にどれぐらいの事業費がかかって、補助がどれぐらいあるのかということを 分かったら教えてください。
- ○委員長(原田周一) 植村課長補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(植村和仁) 先ほども申し上げましたとおり、上限額を出す算定式のほうがいまだ公表されておりませんので、幾らか、その予想値も含めて今のところは出せないというような状況でございます。
- ○委員長(原田周一) 今西委員。
- ○委員(今西利行) ちょっと、府の補助についてもまだはっきりしないということでしょうか。
- ○委員長(原田周一) 植村課長補佐。
- ○まちづくり推進課課長補佐(植村和仁) 府の補助等も含めて、何かそのような有利な 制度等があるのかどうかも含めて、また調査していきたいと思っております。
- ○委員長(原田周一) よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。これに関して質問ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(原田周一) ないようでございますので、これにてまちづくり推進課所管の質 疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の下水道普及状況について説明を求めます。下岡上下水道課長。

○上下水道課長(下岡浩喜) それでは、下水道普及状況につきましてご説明申し上げます。

まず、資料の2枚目の公共下水道供用開始区域図のほうをご覧ください。

令和5年3月31日現在の処理区域を表しております。黄色の着色の部分が令和3年度末までに供用した区域291.99~クタールで、赤色の着色部分が令和4年度中に供用しました区域6.48~クタールとなります。

令和4年度は、工業団地において管渠敷設工事を行っております。

次に、資料の1枚目、下水道普及状況の表をご覧ください。

表-1は公共下水道の普及率や水洗化率を表しています。Cの整備面積は298.47へクタール、Dの整備人口は7,826人で、整備人口が行政人口に占める割合がEの下水道普

及率となりまして88.4%、前年度比プラス0.2%となります。

また、処理区域内におきまして、実際に公共下水道を使用している人の人数であるF水洗化人口は6,330人、対前年度比プラス12人で、Dの整備人口に占める割合である水洗化率は80.9%、前年度比プラス0.4%となっております。なお、この表の下段の括弧書きの数字は世帯数で表した数字となっています。

次に、表-2は浄化槽整備推進事業につきまして表-1と同様に表したものでございます。令和4年度は新たに浄化槽を整備しておりませんので、整備基数は令和3年度末から変更ございません。

高尾・奥山田地区の区域内人口、すなわち整備人口138人を公共下水道と同様に行政 人口全体の8,855人を分母としまして、普及率が1.5%と算定しております。

ちなみに、高尾・奥山田の行政人口の合計291人に対する整備人口138人の割合は 47.4%となります。これは、後で説明します表-4の下から2行目と一致することにな ります。

次に、表-3は表-1と表-2の合計でありまして、町が管理する汚水処理施設全体の普及率の水洗化率を表しております。

次に、表-4は表-3の区自治会ごとの内訳を表しております。工業団地につきましては、各区に割り振られる列に表すことで整備の進捗を分かりやすくしております。令和4年度は工業団地で6.48~クタールの整備面積が増加しております。

次に、裏面を見ていただきまして、表-5につきましては、汚水処理人口と汚水処理人口普及率を表しております。汚水処理人口は、公共下水道の整備人口7,826人と処理区域外の全ての合併処理浄化槽の処理人口528人を足したものです。このH汚水処理人口8,354人、前年度33人マイナスになりますが、行政人口8,855人に占める割合が汚水処理人口普及率、これが94.3%、対前年度比プラス・マイナス・ゼロとなります。

ちなみに、町全体の水洗化率に相当する汚水衛生処理率は82.8%となります。以上でございます。

○委員長(原田周一) ただいま説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑の ある方は挙手願います。ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(原田周一) ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。 以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。 これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び各課所管事項報告を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。藤本委員。

○委員(藤本英樹) すみません、ちょっと1点確認というか、お話しさせてもらいたいことがあるんですけれども、本町には正寿院、遍照院、猿丸神社、禅定寺、宗円生家などの歴史上の観光スポットも建立されておりまして、また、西ノ山展望台や、やんたん交遊庵のように府と協力しながら整備した施設もございます。

遍照院は、今年の大河ドラマ、「どうする家康」で今後放送されるであろう本能寺の変との家康伊賀越え時にスポットが当たるかもしれませんし、猿丸神社は、毎年4月・9月の大祭時には多くの参拝者で振るわっておられ、多くの出店も数多く出店されております。

令和4年9月の決算委員会におきまして、参拝者の交通問題で地元住民が困惑しているという現実に対して、正寿院駐車場に観光案内所を設置してはどうかという質疑があったと思うんですけれども、そのとき、観光面からは喜ばしいことである反面、交通面からは懸念事項が増えており、地域の安全対策を講じながら町全体の観光面にも力を入れていきたいと答弁されたと思います。

その後の経過について、確認をさせていただきたいと思います。

- ○委員長(原田周一) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまの藤本委員のご質問のとおり、去年の決算委員会の中で そういった状況を踏まえてきたところでございますけれども、今年の予算特別委員会で もこの話はさせていただきまして、どのように予算計上しているのかと、こういうよう な質問を受けたところでございます。

一番基本となりましたのは奥山田の、特に宮村・川上、この辺の地域の交通の渋滞が起こっていると。緊急車両が通れないと。そういった交通安全の問題。また、道路が非常に傷んできているという、道路面の問題。また、たくさんの方が来られるんで防犯的な問題。そういった点を何とか対処していけないかと。これはもともとの趣旨でございまして、そういう住民の皆さんが困っている、そういうふうな中で何らかの対応をしていこうということで、早速調査に入っているところでございます。

今も藤本委員おっしゃったように、宇治田原町にはいろんな寺また神社、あるいはまた有名な生家などがございますので、やはり宇治田原町に来ていただく、観光面、特に 声をかけていく、これは非常に大きいことだというように思います。 ですから、そういった方々が喜んで来ていただいて、そして町の皆さんがこうして温かいおもてなしをしていく、これがやっぱり宇治田原町らしいと、こういうように思うわけでございまして、一議員のために何かをすると、こういうようなことは一切町は考えておりません。

今、そういう住民の方が困っておられるのにどういう方法があるかということを十分 に検討していきたいというような状況の中で、今年度はそういう調査をすると。それは また専門の人に来ていただいていろんなアドバイスをいただく、こういう調査の令和 5年度のスタートをさせていただいております。

今後、地元区なり、またいろんなところと、特に、湯屋谷と奥山田を通る伊賀越えの道もございますし、生家もあります。また先ほど指摘されたように有名な禅定寺、猿丸神社等々、ほかの地域でもいろんな名所がございますので、それらをうまく来ていただいて、そういういろんなところに行っていただける、そういうのが一番、町としては大事だというように思っております。

そういう面から、そういった地域の方々のお声を十分に聴く中で、また関係機関等連携をして取り組んでいきたいと。そのためには、今、地元区とか、いろんな方々に入っていただいて検討しようというような段階で来ておりまして、一議員に特化した、そういったような取組ではないということを明言させていただきまして、ご答弁とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

- ○委員長(原田周一) 藤本委員。
- ○委員(藤本英樹) ありがとうございます。

正寿院だけには特化することなく、今、副町長も言ってはりましたけど、せっかく大勢の方が本町を訪れてきていただいておりますので、その方に本町の魅力が伝わりますような施策を講じていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 以上でございます。

- ○委員長(原田周一) 今西委員。
- ○委員(今西利行) そして私のほうが2点、質問させていただきます。

1点目ですけれども、ブルーヒルの児童公園の大木の剪定についてということで、日常的な手入れとか、草刈りとか低木の剪定などは自治会で行うんですけれども、大木についてはなかなか自治会では対応できないと。

公園自体については町のものであり、遊具等の管理についてはやっていただけるとい

うふうに、話を聞いているんですけれども、なかなか、今言ったように自治会で処理できないものについては、町でお願いできないかというふうな住民からの意見・要望を聞いておりますが、そのあたり、いかがでしょうか。

- ○委員長(原田周一) 垣内理事。
- ○建設事業担当理事(垣内清文) ブルーヒルですので、郷之口のほうとは常々区長とも協議させていただき、今おっしゃった大木ということは、ちょっと私はまだ聞いてはおりませんが、少なくともその公園の維持管理、例えば、ごみ拾いをやるとかクリーンキャンペーン時の草刈りとか、例えば枝葉の伐採・剪定、そういったごみについては、そのときに出されたものを町のほうで処分しますということで、そういう協議を従前からさせてもらっておりますので、そういった対応については地元と協議しながら進めたいというふうに考えております。
- ○委員長(原田周一) 今西委員。
- ○委員(今西利行) 繰り返しになるかもしれないんですけれども、そういう日常的な管理等についてはもう自治会でやってくれるけれども、私、聞いたのは、大木というか大きな木があって、それが家のほうに倒れかかってくるとか、そういったことを、その公園内にある木なんですけれども、以前にもそれは要望されて自治会のほうでも切られたんですけれども、今回もそういうふうな要望があって。

もし、そういう大きな木が倒れてきたりした場合には、区なりでは対応しきれないので、そのあたりは町のほうでも何とか援助願えないかというふうに聞いておるんですけれども、ぜひそれをお願い、というかそういう声を聞いております。

- ○委員長(原田周一) 垣内理事。
- ○建設事業担当理事(垣内清文) 先ほど申し上げましたとおり、区長さんとも協議させていただいております。遊具の管理、それから公園の管理について全体的な、いわゆる底地についても町のほうが管理をさせてもらいますということです。

今、今西委員がおっしゃられた大木というのはちょっと認識なかったんですが、例えば大木を伐採するとか、そういったことについては町でやりますというのは区長さんにお伝えしておりますし、それをなぜ町がしないのかということを言われることがちょっと私は聞いていなかったので、今ここでお答えすることはできませんけれども、繰り返しになりますけれども、地元とそういった維持管理の協議をしながら、皆さんが快適に使っていただけるような事業運営になるように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○委員長(原田周一) 今西委員。
- ○委員(今西利行) 今そういうふうにおっしゃっていただいて、ちょっと安心なんですけれども、そういうことも要望として上がっていますので、ぜひ各区自治会のほうからの声も聴いていただいて、適切な対処をしていただけたらというふうに思います。引き続いてよろしくお願いします。

2点目ですけれども、ジャンボタニシ駆除についてちょっとお聞きします。

これは郷之口地区内の圃場を整備されている田んぼですけれども、去年もジャンボタニシが発生したんですけれども、今年もジャンボタニシが発生しております。昨年度は町も協力していただいて駆除したんですけれども、残念ながら駆除し切れず、今年も多くのジャンボタニシが発生しております。

今のところ、大きな、目に見えての被害はないんですけれども、今後広がっていくお それもあり、全町に広がる可能性も考えられますので心配しているんですけれども、町 としてどのように対応していただけるというか、考えをお聞かせ願いたいんですけれど も。

- ○委員長(原田周一) 田村課長。
- ○産業観光課長(田村 徹) ジャンボタニシにつきましても他の害虫と同様に、基本的には生産者による対応が基本になるかと思います。

町としましては、生息域の拡大、それを防いでいくことも含めまして、被害の防除や 予防対策の必要性の周知に努めておるところでございまして、これまでからも町の広報 紙や農業委員会だよりに記事を掲載しております。

加えまして、昨年の2月、郷之口営農集団組合さんを対象に、防除対策についての説明会を行わせていただきまして、また先ほど、今西委員おっしゃっていただきましたけれども、私も行きましたけれども、11月には現場確認も行ったところでございます。

今後ともJA等とも連携して、周知が大事だと思いますので、対策の周知と発生状況の把握、こちらに努めますとともに、具体策につきましては、また郷之口営農集団組合さんとも調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○委員長(原田周一) 今西委員。
- ○委員(今西利行) よろしくお願いしたいと思います。 以上です。
- ○委員長(原田周一) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ないようでございますので、その他はこれで終了します。 当局のほうから何かございませんでしょうか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第5、「その他」を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手お願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(原田周一) 特にないようでございますので、当局から何かございませんでしょうか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) よろしいですか。

事務局のほうから何かございませんか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) ないようでございますので、日程第5、その他について終了いた します。

本日は、付託議案3件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、御礼申し上げます。

本年度も第1四半期の終盤に入り、事業執行が本格化してくる時期となりました。各 所管課におかれましては、早期の事業着手、速やかな事業進捗を行う中において、適正 な執行に努めていただくよう強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後においても遺漏のなきよう重ねて要望しておきます。

7月の閉会中の委員会におきましては、第2四半期の執行状況の報告を願う予定といたしております。7月18日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。 ありがとうございました。

閉 会 午前11時15分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 原 田 周 一